

コンプライアンス規定

第1条（総則）

この規定は、東成瀬テックソリューションズ株式会社(以下「当社」という)におけるコンプライアンスについて定める。

第2条（定義）

この規定におけるコンプライアンスとは、当社が行うすべての活動において、関連する法令、条例、契約、社内規定など、明確に文章化された社会ルール(以下「法令」という)を遵守することをいう。

第3条（適用範囲）

この規定は当社の全ての役員および従業員(社員、契約社員、嘱託社員、臨時社員、派遣社員を含む。以下同じ。)に適用する。

第4条（責務）

役員および従業員は、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任を持って業務を遂行しなければならない。

第5条（禁止事項）

役員および従業員は、自らの職務を遂行するにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

1. コンプライアンスおよび法令等に違反する行為
2. 他の役員または従業員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆または強要
3. 他の役員または従業員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認または黙認
4. 他の役員または従業員、またはその他の者からの依頼、請負または強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾
5. 反社会的勢力との関係および取引行為
6. 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント行為
7. 国内外の官民を問わず、汚職や賄賂などの不正行為
8. 不当な取引制限(カルテル、入札談合等)の禁止
9. 社内で知り得た顧客および当社の機密情報を第三者に漏洩する行為
10. その他、前各号に準ずる不適切な行為

第6条（通報の義務）

役員および従業員は、他の従業員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、別途定める「内部通報規定」に従い、速やかに会社に通報しなければならない。

第7条（懲戒処分等）

1. コンプライアンス委員会による調査および協議の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対して、以下の処分を行う。
 - i. コンプライアンス違反を行った従業員には、就業規則に従い懲戒処分を課す。また、法令に違反した役員には厳正な処分を行う。
 - ii. コンプライアンス違反行為が未遂であったとしても、明らかな意思に基づき行われる恐れがあったと認められた場合には、行為の程度に応じて適正な処分を課す。
 - iii. コンプライアンス違反行為を自主的に申告した者に対しては、状況に応じて処分を減免することがある。

第8条（免責の制限）

1. 役員および従業員は、次の事項を理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。
 - i. 法令等について正しい知識がなかったこと
 - ii. 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
 - iii. 他の従業員の指示・教唆により行ったこと
 - iv. 会社の利益を図る目的で行ったこと

第9条（事前相談）

役員および従業員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するか判断に迷う場合は、あらかじめコンプライアンス委員会に相談しなければならない。

第10条（コンプライアンス研修）

1. 当社は、次の目的のため、必要に応じて研修会を開催する。
 - i. コンプライアンスへの関心を高めること
 - ii. コンプライアンスに関する正しい知識を付与すること

付則

1 令和6年11月11日 施行